

特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あっせん）規則改正

現行	改正案
第3条（定義）	
<p>1 省略</p> <p>2 この規則において「日本スポーツ仲裁機構」とは、<u>一般財団法人日本スポーツ仲裁機構定款に基づき2009年4月1日に設立された団体</u>をいう。</p> <p>3 省略</p>	<p>1 省略</p> <p>2 この規則において「日本スポーツ仲裁機構」とは、<u>公益財団法人日本スポーツ仲裁機構</u>をいう。</p> <p>3 省略</p>
第5条の2（代理及び補佐）	
なし	<u>当事者は、この規則による手続において、自己の選択するものに代理又は補佐をさせることができる。スポーツ仲裁パネルは、正当な理由があるときは、不適切な代理人又は補佐人による代理又は補佐を認めないことができる。ただし、弁護士でなければ代理人となることができない。</u>
第10条（調停の申立て）	
<p>1～3 省略</p> <p>4 申立人は、調停申立ての際、特定調停合意に基づくスポーツ調停料金規程に定める調停申立料金を納付しなければならない。<u>申立人が調停申立料金を納付しないときは、日本スポーツ仲裁機構は、調停申立てがなかったものとみなし、その旨を付記して調停申立書を申立人に差し戻すことができる。</u></p> <p>5 省略</p>	<p>1～3 省略</p> <p>4 申立人は、調停申立ての際、特定調停合意に基づくスポーツ調停料金規程に定める調停申立料金を納付しなければならない</p> <p>5 省略</p>
附則	
<p>附則1～4 省略</p> <p>附則5 この規則は、2013年5月21日に遡って</p>	<p>附則1～4 省略</p> <p>附則5 この規則は、2013年5月21日に遡って</p>

施行する。	施行する。 <u>附則 6</u> <u>この規則は、2014年4月1日から施行する。</u>
-------	---

特定調停合意に基づくスポーツ調停料金規程改正

現行	改正案
第2条（調停申立料金）	
調停申立料金は25,000円とする。	調停申立料金は <u>25,714円（税込）</u> とする。
第3条（調停応諾料金）	
調停応諾料金は25,000円とする。	調停応諾料金は <u>25,714円（税込）</u> とする。
第4条（調停手続の場合の料金の返還）	
調停期日の開催前に、規則第19条第2項a号、b号又はe号により調停手続が終了した場合には、調停申立料金及び調停応諾料金の全額をそれぞれの当事者に返還する。	<p><u>1 申立人から調停申立がなされたにもかかわらず、被申立人が応諾を拒否した場合には、日本スポーツ仲裁機構は、申立人に調停申立料金の全額を返還する。</u></p> <p>2 調停期日の開催前に、規則第19条第2項a号、b号又はe号により調停手続が終了した場合には、調停申立料金及び調停応諾料金の全額をそれぞれの当事者に返還する。</p>
附則	
附則1～2 省略	附則1～2 省略
附則3 この規程は、2007年6月6日から施行する。	附則3 この規程は、2007年6月6日から施行する。 <u>附則4</u> <u>この規程は、2014年4月1日から施行する。</u>

特定調停合意に基づくスポーツ調停人・助言者報償金規程改正

現行	改正案
第2条（報償金）	
調停人及び助言者の報償金は、原則として1事案50,000円とする。日本スポーツ仲裁機構は、調停人の経験、事案の難易度その他の事情を考慮して、100,000円までの範	調停人及び助言者の報償金は、原則として1事案 <u>50,000円（税別）</u> とする。日本スポーツ仲裁機構は、調停人の経験、事案の難易度その他の事情を考慮して、100,000円

<p>囲内でこれを変更することができる。</p>	<p><u>(税別)</u>までの範囲内でこれを変更することができる。</p>
<p>附則</p>	
<p>附則 1 省略</p> <p>附則 2</p> <p>この規程は、2007年6月6日から施行する。</p>	<p>附則 1 省略</p> <p>附則 2</p> <p>この規程は、2007年6月6日から施行する。</p> <p>附則 3</p> <p><u>この規程は、2014年4月1日から施行する。</u></p>

注 「スポーツ調停（和解あっせん）ガイド（流れ図・説明）」、「スポーツ調停（和解あっせん）概略説明書」、「スポーツ調停手続マニュアル」及び各手続書式は、上記改正の通り修正を致します。